

琵琶湖部会・第2回作業検討会の結果報告		2004. 12. 9 庶務作成
開催日時：	2004 年 12 月 8 日（水）14：00～18：30	
場 所：	滋賀県立琵琶湖研究所	
参加者数：	委員 3 名（中村・江頭・村上委員）	
1. 決定事項		
・基礎原案と基礎案の記述が同じ項目については、基礎原案への意見を十分に尊重のうえ実施すべきという主旨の意見を記載する。		
・基礎案への意見として、委員から個別に意見が出ている場合、それらをまとめることはせず、付表（附帯意見）という形で後ろに持って行く。その場合、記された意見を十分に踏まえるべき、という主旨の意見を記載する。また、個別意見を踏まえたエッセンスを意見として記載する場合がある。		
・付表では、＜〇〇部会＞という見出し、「〇〇」というタイトルは削除する。		
2. 検討内容		
ダム 1		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。調査項目、調査方法については特に学識経験者等の意見を聞きながら検討すること。		
ダム 2		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。		
ダム 3		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。		
ダム 4		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。		
ダム 6－1		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。		
ダム 6－2		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。		
ダム 7		
・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。ただし、日吉ダムの利水容量の振替については、検討が十分であったか確認すること。また、今後取組むべき作業を整理すること。		
（注）なお、引き続きダムおよび代替案の検討にあたっては、異常な土砂供給について十分に検討すること。		
ダム 8		
・水位低下抑制対策の意義について、再度、深く検討すること。また、基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。		
ダム 9		
・項目 3 を重点的に引き続き検討すること。項目 1、2、4 については、中間取りまとめの結論を確認すること。		

ダム１０

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

ダム１１

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。事業の推進にあたっては、歴史的文化財、景観の保全を十分尊重すること。

ダム１２

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。また、これまでの検討結果を踏まえ、早急に結論を出すこと。

ダム１３

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。また、これまでの検討結果を踏まえ、早急に結論を出すこと。

ダム１７

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。
- ・特に環境調査の実施に際しては、基礎原案への意見および土砂供給、水循環系や地下水利用など地域の水文化に配慮して現行の実施方法を見直すべきである。
- ・＜環境４０＞「基礎案への意見」を反映すること。

ダム１８

- ・ダム１７への意見も参考にする。
- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。
- ・＜利水１＞「基礎案への意見」を十分に踏まえ、異常洪水時の補給可能量や補給効果を過大に算出することのないように努めること。

ダム１９

- ・ダム１７、ダム１８への意見も参考にする。
- ・水位低下抑制対策のプラス、マイナスの両面について、さらに検討を深めること。また、基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。
- ・調査の実施に際しては、学識経験者の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては地元の学識経験者も加えて行う必要がある。水位低下の抑制が魚類の産卵、育成環境の保全に寄与することを理由とし、確保すべき洪水対策容量を必要以上に過大に評価したり、その逆に洪水対策容量をある一定値に保つため、魚類の産卵、育成環境の保全を理由とした水位低下の抑制効果を過大に評価することのないように努めること。

ダム２０

- ・貯水池規模の見直しを行う根拠を明確にすること。

ダム２１

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

ダム２４

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。なお、これらの意見は、基礎案に示されたダムに限

定するものではない。

治水 1

- ・ 基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 2

- ・ 基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 3

- ・ 基礎原案に対する意見を反映したことは評価できる。さらに、基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 4

- ・ 自治体のみならず住民、地権者等を交えて検討し、実行組織を立ち上げる。基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 9

- ・ 環境の視点および堤防技術の視点を含めて検討すること。基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 1 5

- ・ 治水 9 と同じ。

治水 1 7

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 1 8

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 2 4

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 2 5

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 2 7

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 3 4

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 3 5

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 3 6

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

治水 3 7

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利水 1

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。特に水需要の抑制という視点より、本当に必要な水需要を確認するべきである。

利水 2

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。特に水需要の管理という考え方の下で、水需要の抑制に資することとして検討すべきである。

利水 3

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利水 4

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。特に、具体的に水需要抑制に結びつく検討を行うべきである。

利用 2

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利用 3

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利用 4

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。特に、イ協議会の構成メンバー、運営方法について十分に検討すること。

利用 6

- ・利用 4 と同じ。さらに、合同会議など、個別の委員会をくくり流域環境全体を見渡すしくみが必要である。

利用 7

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利用 8

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利用 9

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

利用 1 5

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。特に、連続性については修復のみならず現在あるものの保全も意識すること。また、水量のみならず水質も配慮すること。

利用 1 0 ～ 1 4 は、琵琶湖部会には関係ないので検討せず。

維持 1

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 2

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 4

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 6

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 7

- ・河川水の水質改善は、さまざまな取り組みを国・地方公共団体がバラバラにするのではなく一体となって河川浄化施設の運用を広く成果を共有し、地域に還元し検討を含める。
- ・河川浄化施設の運用にあたっては、広く知見を共有し地域に還元することを検討すること。

維持 9 / 10

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 10 / 11

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 11 / 12

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。
(村上委員の意見は、維持 13-1、13-2 に移動)

維持 12 / 13-1、13-2

- ・基礎案の記述をもとに、基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 14 / 15

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 15 / 16

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 16 / 17

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 17 / 18

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 18 / 19

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 19 / 20

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。特に地元住民との連携や学校教育との連携の推進について明記すること。

維持 20 / 21

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

維持 5、13 は、琵琶湖部会には関係ないので検討せず。

環境 1

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 13 / 14

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 2 2 / 2 3

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 2 4 / 2 5

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 2 6 / 2 7

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 2 7

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 2 8

- ・琵琶湖陸域連続性回復協議会（仮称）の設置の検討にあたっては、現在行われている滋賀県での取り組みを含め、滋賀県との協議して実施すること。

環境 3 0

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。特に、検討結果がある程度蓄積された段階で、水位操作規則検討協議会の設置を検討すること。

環境 3 2

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 3 4

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 3 7

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 3 8

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 3 9

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 4 0

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 4 1

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 4 2 / 4 3

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 4 5 / 4 7

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 4 6 / 4 8

- ・基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 5 5

- ・基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 58 / 62

- ・ 基礎原案への意見および付表に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 60 / 65

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 61 / 66

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 62 / 67

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 63 / 68

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 64 / 69

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 65 / 70

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 66 / 71

- ・ 基礎原案への意見を十分尊重の上で実施のこと。

環境 10、29、31 は、琵琶湖部会には関係ないので検討せず。

計画 1

- ・ 基礎原案への意見および付帯意見に記した委員からの意見を十分尊重の上で実施のこと。